

**令和2年度千葉市保健福祉局指定管理者選定評価委員会
第2回高齢者施設部会 議事録**

1 日時：令和2年11月10日（火） 午前9時50分～午前11時13分

2 場所：千葉市役所議会棟 第3委員会室

3 出席者：

(1) 委員

森山拓也部会長、岡田敏男副部会長、八田和子委員、松本舜委員

(2) 事務局

佐藤高齢障害部長、白井保健福祉総務課長、高石高齢福祉課長、
鴨作保健福祉総務課主査、栄高齢福祉課主査、米元保健福祉総務課主任主事、
今井保健福祉総務課主任主事、添田高齢福祉課主事

4 議題：

(1) 千葉市いきいきプラザ及びセンターの指定管理予定候補者の選定について

5 議事の概要：

(1) 千葉市いきいきプラザ及びセンターの指定管理予定候補者の選定について

応募事業者による提案説明の後、各委員による質疑応答・審査を行い、事務局より審査結果について報告をした。

【結果：全委員が全ての項目を「○」と評価したため、適格。】

6 会議経過：

○鴨作保健福祉総務課主査 皆様、おはようございます。大分時間より早いですが、関係者がそろいましたので、始めさせていただきたいと思います。

本日は、ご多忙中のところ、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、保健福祉総務課の鴨作と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、お手元に配付した資料の確認をさせていただきます。

配付書類ですが、次第、席次表、委員名簿、審査表（第2次審査用）と書かれたA4の紙が1枚、それから、厚めのA4判のファイル、さらに岡田副部会長さんのほうから、財務状況について、A3判の資料が1枚配付されております。

資料は以上でございます、過不足等はございませんでしょうか。大丈夫でしょうか。

では、続きまして、会議の成立についてご報告をいたします。本日の出席委員についてですが、本日はちょっと事前に鏡委員のほうより都合がつかない旨のご連絡を頂戴しております。よって、委員総数5名中4名でございますけれども、千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例第10条第2項に基づき、会議は成立しております。

また、本日の会議でございますが、千葉市情報公開条例第7条第3号に規定する非公開

情報に当たりますことから、非公開となります。

そのため、配付資料のうち、非公開事由に該当する内容を含んでおりますA4判のファイルにつきましては、部会終了後、回収させていただきますので、ご了承願います。

なお、会議中における資料への書き込み等については差支えございません。

また、本日は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会議の途中で適宜窓開け換気等を行いますので、ご了承願います。

では、続きまして、高齢障害部長の佐藤よりご挨拶を申し上げます。

○佐藤高齢障害部長 おはようございます。高齢障害部長の佐藤です。千葉市保健福祉局指定管理者選定評価委員会第2回高齢者施設部会にご出席いただきましてありがとうございます。

委員の皆様には、普段から保健福祉のみならず、千葉市政全般にわたりまして、様々なご尽力をいただきましてありがとうございます。この場をお借りしまして、感謝申し上げます。

本日の部会ですが、高齢者施設、今年度指定期間の満了を迎えます施設の指定管理予定候補者の選定をしていただくこととなっております。

千葉市のいきいきプラザ及びセンターにつきまして、ご審議いただきたいと思っております。

委員の皆様には、申請団体から提出されました事業計画などについて、豊富なご経験など、専門的な立場からご意見等を頂きたいと思っております。

最後になりますが、本日は新型コロナウイルス感染予防ということで、皆様にマスクの着用をお願いしております。ありがとうございます。また、途中で換気等もさせていただきますので、ちょっと寒くなったりするかと思いますが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○鴨作保健福祉総務課主査 では、ここからは、森山部会長さんのほうに進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○森山部会長 森山です。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまから、「令和2年度千葉市保健福祉局指定管理者選定評価委員会第2回高齢者施設部会」を開会したいと思います。

それでは、議題「(1) 千葉市いきいきプラザ及びセンターの指定管理予定候補者の選定について」に入ります。

まず、審議の進め方について、事務局からの説明をお願いいたします。

○白井保健福祉総務課長 保健福祉総務課長の白井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。恐縮ですが、座って説明をさせていただきます。失礼します。

それでは、審議の進め方についてご説明申し上げます。今回は、本部会が所掌しております千葉市いきいきプラザ及びセンターの指定管理期間が今年度限りとなっておりますので、来年度からの指定管理予定候補者の適否について、ご審議を頂きます。

まず初めに、事務局から第一次審査の結果についてご説明いたします。その後、質疑応答を行いまして、お手元に配付済みの提案書の内容につきまして、選定要項に示す要件等との適合状況を中心にご確認いただきたいと思っております。

次に、審査票のうち、「2 施設の管理を安定して行う能力を有すること」の「(1) 団体の経営及び財務状況」の部分につきましては、公認会計士でいらっしゃる岡田委員から、財務関係の所見を頂いた後、必要に応じて質疑を行っていただきます。

その後ですが、応募事業者に入室いただきましてヒアリングを行います。応募事業者から提案内容について15分以内でご説明いただいた後、15分を目途に質疑応答を行っていただきます。

応募事業者が退室いたしましたら、ヒアリング内容について気になった点ですとか、確認しておきたい点などについて、委員間で意見交換及び協議いただきまして、その後審査を行っていただきます。

それでは、お手元に配付してございます審査票（第2次審査用）の記入につきまして、審査票とA4のファイルの両方を用いてご説明をさせていただきます。

まず、審査票をご覧ください。右上の委員名の欄にお名前をご記入ください。次に、記入方法についてですが、中ほど、評価という欄がございますが、こちらの欄に「○」か「×」をつけていただきます。

次に、A4ファイルのほうですが、資料1-1、4ページの選定基準の上段の表をご覧ください。「3 提案内容審査」の「(1) 審査方法」で、評価についての基準を記載してございます。

基本的には、管理運営の基準等で設定した水準どおりの業務が行われることが見込まれる場合は「○」、管理運営の基準等で設定した水準に満たない業務が行われるおそれがある場合は「×」と評価をしてください。

委員のうち、お一人でも「×」の評価を行った項目がある場合は、委員間で協議を行い、今ご覧いただいています4ページの中段に記載してございます①から④のいずれかを決定していただきます。また、過半数の委員が「×」の評価を行った場合は、②から④のいずれかで決定していただきます。

続きまして、裏側5ページ、「(2) 審査項目及び審査の視点」をご覧ください。5ページから7ページにかけて掲げております表中、網掛けのある審査項目につきましては、先ほどご説明申し上げた4ページの「(1) 審査方法」にはよらず、こちらのページでそれぞれに示す審査方法により評価を行っていただきます。

なお、審査票につきましては、事務局が回収をさせていただきます。委員の皆様の審査が終わりましたら、10分ほどお時間を頂きまして、事務局で集計作業を行いますので、委員の皆様にはその間休憩をお取りいただきます。休憩後、事務局より審査結果を発表させていただきます。

その審査結果に基づき、指定管理予定候補者の適否を決定していただきます。また、審査結果により選定された場合、部会としての選定理由を決定していただきます。

なお、提案に加えまして、留意してほしい事項等がございましたら、この時にご発言を頂きたいと思っております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○森山部会長 ありがとうございます。委員の先生方から何かご質問はありますでしょうか。

それでは、ないようですので審議に入りたいと思います。

今の説明にありました第一次審査の結果についてです。事務局よりご説明をお願いいたします。

○高石高齢福祉課長 高齢福祉課長の高石と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。それでは、座って説明をさせていただきます。

私からは、指定管理者の選定に当たりまして、施設の概要、関係書類、第一次審査の結果などについてご説明をさせていただきます。

それでは、参考資料1-1をお願いいたします。

ここでは、いきいきプラザ・いきいきセンターの施設の概要についてご説明をいたします。まず、「1 いきいきプラザ・いきいきセンターの概要」をご覧ください。

いきいきプラザは、老人福祉法に定められました老人福祉センターに当たる施設で、無料または低額な料金で高齢者に関する各種の相談に応ずるとともに、高齢者に対して健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的といたしております。

また、いきいきセンターは、高齢者の生きがいづくりと健康増進を図り、高齢者福祉の増進に資することを目的といたしまして、いきいきプラザを補完する施設となっております。

本市におきましては、いきいきプラザといきいきセンター、二つの老人福祉センターを整備しております。この二つの施設の違いは主に施設規模ということになります。

1枚ページをめくっていただきますと、ここには、いきいきプラザの施設概要、またその次のページには、いきいきセンターの施設概要を掲載してございます。それぞれの延べ床面積の欄を比較していただきますと、プラザの延べ床面積のほうが1,300平米から1,800平米に対しまして、いきいきセンターにつきましては、200平米から400平米と小規模な施設となっております。

いきいきプラザは市内に6か所、いきいきセンターは市内に9か所整備をしております。

恐れ入ります、ページを戻っていただきまして、次に、「2 使用の基準について」ですが、いきいきプラザ・いきいきセンターの使用基準につきましては記載のとおりとなっております。

「3 実施事業」といたしましては、上から生活相談、健康相談、機能回復訓練、高齢者福祉講座、高齢者講演会、同好会等への活動支援、個人利用機会の提供、地域交流、生きがい活動支援通所事業となっております。それぞれの事業の内容につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、参考資料1-2をご覧ください。千葉市いきいきプラザ・いきいきセンターの指定申請及び選定の概要についてご説明をいたします。

まず「1 選定概要」といたしまして、「(1) 管理運営を行わせる施設の名称等」につきましては、千葉市いきいきプラザが6施設、千葉市いきいきセンターが9施設となっております。

次に、「(2) 設置根拠条例」についてですが、千葉市老人福祉センター設置管理条例及び千葉市いきいきセンター設置管理条例でございます。

続きまして、「(3) 指定管理者の選定方法」及び「(4) 指定期間」についてですが、選定方法は非公募で、指定期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とし

ております。

非公募による選定の理由といたしましては、いきいきプラザ及びいきいきセンターにつきましては、有資格者等の専門的なサービスの提供や収益性が見込めない中での安定的なサービスの提供が強く求められる施設であり、非公募により外郭団体に管理を担わせることが適切と考えられるためでございます。

次に、「2 指定申請法人の名称等」についてですが、今回は非公募の選定となりますので、市事務局から現在の指定管理者である千葉市社会福祉協議会に指定の申請を求めましたところ、10月2日付で申請がございました。指定申請法人の名称等につきましては、社会福祉法人千葉市社会福祉協議会、所在地は中央区千葉寺町1208番地の2、代表者は会長の竹川幸夫氏でございます。

次に、参考資料1-5をお願いいたします。選定の手続に当たりまして、申請者へ交付した書類についてご説明をさせていただきます。この選定要項につきましては、指定管理予定候補者の選定に関して必要な事項を定めたものでございます。選定の概要、施設の概要、指定管理業務の範囲、選定の手続きなどについて記載をしております。

4ページをご覧ください。指定管理施設の目指すべき方向性であるビジョンと、ビジョンを実現するための施設の役割を示したミッションについて記載をしております。

続いて、13ページをご覧ください。指定管理者制度導入に関する市の考え方といたしまして、市が指定管理者に期待する効果を記載しております。効果の検証に当たりましては、成果指標とそれに対応する数値目標を設定しております。

次に、参考資料1-6管理運営の基準をご覧ください。管理運営の基準では、千葉市老人福祉センター設置管理条例及び千葉市いきいきセンター設置管理条例や選定要項で示しております指定管理業務につきまして、市が管理者に要求する具体的な管理運営の基準を定めております。

その他の交付書類につきましては、参考資料1-8、基本協定書案のひな型、申請に関する様式の一式などを併せて申請者に配付いたしました。

続きまして、資料1-2をご覧ください。こちらが提案書になりまして、選定要項及び管理運営の基準で定める事項につきまして、市の指定する様式に基づき、事業者から提出されたものでございまして、本日、委員の皆様方には、主に提案書に記載をされている内容に基づいて審査を行っていただきます。

具体的には、この提案書の記載事項が、選定要項及び管理運営の基準に適合するかどうか、選定基準に基づいて審査をしていただきますよう、お願いいたします。

最後に、一次審査の結果についてご説明をいたします。参考資料1-3をご覧ください。第一次審査では、指定申請者より提出されました指定申請書類につきまして、選定要項に定める申請の資格要件を備えているか、また失格要件に該当していないか、15の審査項目を用いまして、事務局が形式的に要件を審査いたしました。個別の審査項目と結果につきましては、記載のとおりでございまして、申請資格要件を全て満たし、かつ失格要件のいずれにも該当していないということを確認いたしましたので、第一次審査につきましては合格としてご報告をさせていただきます。

なお、審査に用いた書類につきましては、参考資料1-4に添付をさせていただきます。

私からの説明は以上でございます。

○森山部会長 はい、ありがとうございます。それでは、ただいまの事務局の説明対しまして、何か委員の皆さんからご質問等がありましたら、ご発言をお願いいたします。

(なし)

ご発言がなければ、次に財務関係の所見について審査の参考にさせていただくために、公認会計士の岡田委員からご意見をお願いしたいと思えます。

岡田委員、お願いします。

○岡田委員 はい、岡田です。よろしくお願いします。

本日、配りましたA3の社会福祉法人千葉市社会福祉協議会さんの財務状況について。これは、8月6日の第1回高齢者施設部会に出した資料と同じなんですけど、財務状況についてその時もお話ししましたが、一応、ご説明いたします。旧社会福祉事業団さんは4月1日付で社会福祉協議会さんに吸収合併されたということで、財務内容のほうは令和元年度のところまでは、事業団さんの決算書で判断して、一応この過去の数字は全部事業団さんの数字が書いてありますと。千葉第一監査法人の会計士の方の監査が3年前から始まっていますので、法定監査第1回目、30年3月期、それと31年3月期、令和2年3月期ですが、いずれも適正意見ということで、千葉第一監査法人の監査報告書を頂いております。あと、監事さんの監査意見も特に適正であるということで、意見を頂いておりますので、財務内容につきましては、引き続き良好であるというふうに判断しております。

以上でございます。よろしくお願いします。

○森山部会長 ありがとうございます。では、ただいまの岡田委員のご意見に対しまして、何かご質問等がありましたら、ご発言をお願いいたします。

(なし)

それでは、ご発言がないようですので、次に、応募事業者の提案説明及び質疑応答に移りたいと思えます。時間も限られていることですので、あらかじめ質問順を決めておきたいと思えます。八田委員、松本委員、岡田委員、最後に私の順で質問させていただければと思えます。

それでは、事務局は事業者をご案内いただければと思えます。

(事業者入室)

○森山部会長 それでは、本日はお忙しいところお越しいただきありがとうございます。これからヒアリングを行います。まず皆さんの氏名、役職名を述べていただいた後に、今回の応募についての提案説明ということで、15分以内で提案内容についてのご説明を頂ければと思えます。その後は、各委員から質問いたしますので、ご回答をお願いいたします。

それでは、よろしくお願いします。

○事業者 中央いきいきプラザ所長の志田と申します。よろしくお願いします。

○事業者 花見川いきいきプラザ所長の中村でございます。よろしくお願いします。

○事業者 美浜いきいきプラザ所長の中田と申します。よろしくお願いします。

○事業者 若葉いきいきプラザ所長の河野と申します。よろしくお願いします。

○事業者 稲毛いきいきプラザ所長の石井と申します。どうぞよろしくお願いします。

○事業者 緑いきいきプラザ所長の白井と申します。よろしくお願いします。

○事業者 総務係長の菅野と申します。よろしくお願いします。

○事業者 施設福祉総務課経理係長中村でございます。よろしくお願いします。

○事業者　　そうしましたら、中央いきいきプラザの志田のほうからご説明差し上げます。失礼して、座って説明させていただきます。

それでは、提案書に沿って説明させていただきます。1ページ、管理運営の基本的な考え方です。令和2年度に千葉市社会福祉協議会と千葉市社会福祉事業団が合併いたしました。長年にわたる旧社会福祉事業団での管理運営で培われた高い専門性と当協議会が持つ地域に根差した人的ネットワークによる相乗効果を生かして、地域における様々な課題を包括的に支援する体制を担うことで、千葉市における地域福祉の充実をより一層図っていききたいと思っております。

また、公の施設の管理としては、千葉市の代行者として、高い責任感と規範意識、公共性と公益性が重要であると考えております。

2ページ、施設の使用許可、使用制限については、条例及び各関係法令に基づき対応いたします。なお、使用制限をする場合には、公平性の確保に配慮し、正当な理由なく利用を拒むことや差別的な取扱いはいりません。

3ページ、4ページは、現在までの公の施設の管理実績でございます。

続きまして、5ページから8ページは、管理運営の執行体制ですが、8ページをお願いします。組織図のとおり、中央いきいきプラザが基幹プラザとなり、6プラザ、9センターが市民に対して公平にサービス提供が実施できるよう、施設相互の連絡調整及び情報共有を図ってまいります。

また、1ページ戻りますが、7ページの中段、管理運営業務の再委託については、業務の一部を資格を有する業者、または専門業者に委託し、施設の維持管理に当たります。

9ページです。複合施設の形態となっている施設においては、当該管理者と協力及び連携をし、運営するよう努めます。

10ページ、11ページ、管理運営の執行体制については、別紙1のとおりです。

13ページ、必要な専門職員の配置です。看護師、理学療法士、社会福祉士等国家資格を有する者を初めとし、施設の実情に即した適材適所な職員配置を行います。

また、15ページから18ページですが、施設管理に当たり、法で定める有資格者の配置の必要はありませんが、記載のとおり、資格を保有した職員が施設の管理運営に当たってまいります。

20ページです。管理運営能力の向上策となります。内部研修を含め、階層別、テーマ別など、研修について個々のスキルアップを図り、専門性の向上に努めます。また、研修で学んだ知識は、他職員とも情報共有をし、職員全体の資質向上を目指します。

22ページ、施設の保守管理の考え方です。いきいきプラザ、センターは、高齢者の方々がご利用される施設です。安全で最適な状態で利用できるよう、徹底した施設の安全確保を図ります。日々の日常点検の中では、設備・備品について劣化状況を把握し、修繕、機能維持に努めます。また、指定管理者では対応が難しいものについては、千葉市へ報告、協議をし、対応してまいります。

続いて23ページ、施設及び備品の管理、清掃、警備です。専門技術を必要とする業務については、適切な業務委託により管理を行います。23ページ中段以降に記載のとおり、専門技術者による法定点検を行います。

26ページ下段、清掃管理についてです。業務委託による日常清掃を基本とし、管理運営

の基準に遵守した業務実施計画を作成し、清潔かつ衛生的な環境維持に努めます。

27 ページ下段、警備業務については、日中は職員が巡回及び点検を実施し、安全維持及び犯罪、災害等の防止に努めてまいります。また、職員不在の夜間等は、業務委託による機械警備を基本とし、異常時は委託業者による巡回警備を実施します。

続いて、29 ページからの関係法令等の遵守です。個人情報保護、情報公開については、関係法令や千葉市の条例を遵守し取り組んでまいります。

31 ページ、行政手続の明確化、透明化については、公平、平等で透明な施設の使用許可を実施いたします。また、使用の制限を行った場合には、千葉市に速やかに報告をします。

続いて、適正な労働条件の確保について。条例の趣旨に則り、職場と仕事、ワークライフバランスの向上に向け、職員体制や職場環境の整備に努めます。

33 ページをお願いします。33 ページからリスク管理及び緊急時の対応です。今年の台風に伴う停電時、市民に入浴設備を無料開放するなど、災害発生後の対応に尽力してまいりました。また、今年に入ってからコロナ感染症対策についても、高齢者の方は重篤化の傾向があることから、感染リスクの軽減に努め、職員はもとより、来館者全員の検温や館内の1日3回のアルコール消毒を徹底して、対応してまいりました。

これからも危機管理計画による事故対応マニュアルに基づき、未然の事故防止から事件、事故、災害発生後の対応までの体制を整備し、適切に実施します。

続いて、39 ページ、施設利用者への支援計画です。当協議会では、超高齢化に直面する中で、高齢者が住み慣れた地域で、末永く生きがいを持って安心した生活を送ることができるよう支援することを基本理念としております。

42 ページです。施設の利用促進の方策です。施設内での事業紹介やホームページでの情報発信、市政だよりへの掲載はもとより、現在進めているものにSNSの活用があります。高齢者にも少しずつスマホやパソコンが浸透してまいりました。フェイスブックやツイッターなどSNSを通じて、適宜情報を発信していくことにより、より多くの高齢者の利用につながると考えております。

続いて、44 ページです。利用者の意見聴取、自己モニタリングの考え方です。ご意見箱や利用者アンケート、事業ごとのアンケートにより、利用者から意見を頂き、情報共有をします。その上で、PDCAサイクルによる改善活動の継続により、利用者の高い満足度とサービスレベルの向上に努めてまいります。

続きまして、45 ページ中段、苦情等の対応については、円滑な解決を目指すとともに、根本原因に対する再発防止に努めます。また、苦情や要望を申し出やすい環境を整え、サービス向上、利用者満足につなげていきます。

47 ページ、施設の事業の効果的な実施についてです。事業実施の基本的な考え方は、地域の高齢者施設として、社会参加による生きがいづくり、健康づくり、介護予防の推進を実施していきます。

49 ページ以降は、具体的な事業内容を記載しておりますが、時間の関係上、個々の説明は省かせていただきます。重要項目となりますので、詳細についてはこの後のヒアリングにてご質問いただければと思います。

前回の提案内容との変更を修正した点、また二つの団体が合併したことで、新しく事業展開をしていくものについて説明いたします。

58 ページをお開きください。中段、生きがい活動支援通所事業についてです。活動の時間が30分、前回より短縮されております。利用者の皆さんのアンケートにより、活動時間が長く参加しづらいという意見を毎年複数頂いておりました。実際に1日の活動となるので、体力の問題ですとか、家族で生活されている高齢女性の方からは夕方時間を有効に使いたいという要望から、気軽に参加できる時間を設定し、今後も利用の促進を図ってまいりたいと思っております。

60 ページの中段、新しい事業となります。合併に伴い、住み慣れた地域で末永く生きがいを持って安心した生活を送ることができるよう、地域包括支援システムの強化を図っていきます。具体的には、老人会等高齢者の集会に出向き、講演会や相談会を開催いたします。その際、困り事がないかリサーチをし、関係機関と連携をして、問題解決に努めてまいります。

また、いきいきプラザの空き教室を地域カフェとして、高齢者のみならず、障害を抱えた方、閉じこもりがちの方等、年齢、性別問わず、地域福祉の情報交換の場として提供し、有効活用してまいります。

61 ページ、成果指標の数値目標達成の考え方です。施設利用者数、利用者アンケートにおける利用者満足度において、記載のとおり目標を設定いたしました。

66 ページです。収入支出、見積もりの妥当性です。管理運営経費の積極的な削減に取り組み、指定管理料という税金をなるべく抑えた事業運営を行います。併せて、安全・安心の確保に関する経費は、適正に確保します。

68 ページからの市内業者の育成及び市内雇用への配慮です。市内業者への発注、市内雇用を行うことで、市内産業全般の活性化に貢献してまいります。

77 ページ、雇用の安定化への配慮です。職員の雇用の安定化は、事業の安定運営につながってきます。60歳定年退職職員を継続雇用職員として雇用したり、ホームページ、ハローワーク等を活用し、職員の確保に努めてまいります。

そして、最後となります。78 ページです。利益等還元の方針についてですが、事業を実施し、大幅な利益が発生した場合には、千葉市と協議の上、施設内の修繕や居室の改修など、利便性の向上及び市の財政負担の軽減を図っていきたいと思っております。

私からの説明は以上となります。

○森山部会長 ありがとうございます。それでは、こちらからご質問させていただきたいと思います。

では、八田委員、よろしく申し上げます。

○八田委員 はい。31 ページの下段ですかね、2の(2)特定の性別に偏らない雇用のところで、通常女性が多いとされる看護師においても、利用者の人格や尊厳を第一に考え、身体介護の有無など事業内容により、職員の男女比に配慮した職員配置を行うとあるのですが、ちょっとこのところがよく分からなくて、事業内容を見ると、職員の男女比に配慮した職員配置というのは、どのようなものであるのかというのを教えていただきたいです。

○事業者 いきいきプラザは入浴設備があるので、男性のほう、女性の入浴者が倒れた場合とかの介護、お風呂の中から引き出すとか、救急隊に引き渡すとかという、そういう一連の作業でできるだけ男性も女性も各いきいきプラザに万遍なく配置するような形

で。

○八田委員 同性介助ができるようにという。

○事業者 基本的にはそうですね。

○八田委員 利用者の男女比に配慮した職員配置という認識で。

○事業者 そうです。

○八田委員 ここの職員の男女比に配慮した職員配置という表現がちょっと分かりにくく、利用者の男女比に配慮した職員配置という意味で。

○事業者 利用者に男女がいるので、職員サイドは偏らないようにというところでの、はい。

○八田委員 はい、ありがとうございます。そこに関連してもう1点なんですけれども、積極的な育成により、係長級以上に占める女性の割合の向上を40%以上に努めますとありますけれども、今現在、どのくらいでしょうか。

○事業者 今現在。

○八田委員 40%を達成するというのは、いつぐらいを目標にされているものですか。

○事業者 現状、いきいきプラザにおきましては、男性が58%、女性が42%でございます。ただ、社会福祉協議会全体でということになりますと、30%程度にとどまっている、というところでございます。

○八田委員 ありがとうございます。続きまして、33ページに、こちらにリスク管理ということで、様々な事故対応マニュアルですとか、風水害対応マニュアルですとか、地震災害対応マニュアルが整備されているということが書かれているんですけど、今般の新型コロナウイルス等を初めとする感染症対策についてのマニュアルについては記述がなかったのですが、こういったものについても非常に様々な対応が、詳細な対応が求められることになると思いますので、マニュアルの整備等が必要になってくるのではないかというふうに思うのですが、この辺りについてどのようにお考えであるか、お伺いしたいと思います。感染症対策については、36ページの上段3の1から5には記述はあるんですけど、こういったことがもうマニュアル化されているのか。

○事業者 感染症マニュアルというものは存在するんですけども、いかにせんコロナウイルスについては、新しいウイルスで、ちょっと見通しもどうなのかというところで、今現在、同時進行で作っているようなところです。先ほどもお伝えしたように、高齢者の方は重篤化する傾向があるので、非常にそこは私どももシビアになっておりまして、まだ事業が再開されていないものがあつたりですとか、あと三密を避けて、部屋の定員を半分にしたりですとか、千葉市と協議を行いながら決定しているところでございます。

○八田委員 ありがとうございます。最後に60ページの社会福祉協議会と社会福祉事業団が一緒になるということで、それを生かした取組みを二つご紹介いただきまして、これは特に地域カフェについては新規利用者を獲得していく上でも、それから高齢者だけでなく、地域で暮らす方々の孤立化を防ぐという意味でも非常に意義のある取組みになるように思ったのですが、どのようにして高齢者以外の方にも利用していただけるような仕掛けづくりといたしますか、参加していただけるような、高齢者以外の方を結びつける取組みをどのように考えていらっしゃるのか教えていただければと思います。

○事業者 私どもの施設の中に障害者関連の施設もございまして、障害者団体とも連

携を図り、また地域の民生委員さんですとか、それこそ学齢期で閉じこもりがちなお子さんなんかもいらっしゃると思うんですね。そういうような把握していらっしゃるような関係の団体さん、また個人の方と連携を図って、いきいきプラザでこういう地域カフェをやっているよと、相談事業もそこに行けば何か相談できるかもしれないというところで考えております。

○八田委員 ありがとうございます。以上です。

○森山部会長 ありがとうございます。それでは、続きまして、松本委員のほうからご質問をお願いします。

○松本委員 私は、29 ページの個人情報の取扱いについて、ちょっと実態をお聞きしたいと思うんですけども、いきいきプラザ・センターで取得している個人情報の取得目的と、実際の利用方法を具体的に教えていただければと思います。

○事業者 取得目的は、とりあえず講座とか同好会、こちらで行っている事業に関しての申し込みの段階で、住所、ご連絡先、お名前はもちろんですけども、頂戴しております。あと利用者カードというものをこちらのほうで発行しております、以前はシルバーカードという千葉市から発行されていたものがあったんですが、それが現在ありませんので、いきいきプラザ・センターで活用できる利用者カードというものを発行しているんですね。その際の申請書にちょっと詳しく個人情報を頂戴しておりますので、そちらのほうの事業を含めた、利用者カードを含めた個人情報の取扱いということになるかと思えます。

○松本委員 実際に、いきいきプラザ・センターとして、個人情報を利用する場合ですよ、それはどういう場合が想定されるのでしょうか。

○事業者 利用する場合。

○松本委員 はい。

○事業者 去年の例ですと、台風ですとか、またこの冬場に大雪とかになったときに、事業を中止にするときがあるんですね。そういうときに連絡を差し上げたり、あとは昨年ですと中央いきいきプラザで、ちょっと感染症が発生して、保健所のほうからそのサークルに参加されている方の個人情報が欲しいということで、もちろん相手方からも承諾いただいた上で個人情報を提供させていただきました。

○松本委員 ありがとうございます。あともう 1 点だけ、これまで利用者から個人情報、自分の個人情報ですね、その開示請求があったことはあるんでしょうか。

○八田委員 ないです。

○松本委員 今までは特にありませんか。すみません、私からは以上です。

○森山部会長 ありがとうございます。それでは、続きまして、岡田委員のほうからご質問をお願いします。

○岡田委員 岡田です。よろしく申し上げます。ちょっと財務の数字のほうの関係を質問させてもらいたいんですけど、ページを振っていないみたいですけど、収支予算書がごございますよね。その次、79 ページになるんですかね。提案書様式 2、第 25 号、収支予算書ですかね。令和 3 年から 7 年までの数字が書いてありまして、場所別に中央さんが来て、蘇我が来て、ずっと先、単純なほうだけ聞いちゃいますので、ページは振っていないんですけど、花見川いきいきプラザが出てくると思うんですよ。その下のページのほうに、令和 3 年度花見川いきいきプラザ、下のほうにまた令和 3 年度花見川いきいきプラザと書

いてあるんですね。これは、数字を見ると、さつきが丘ですかね、多分ね。何か花見川と間違っているんじゃないかと。

まずちょっとその話と、この先ほどの全部の施設の合計額で予算書が来ますよね。6か所と9か所、計15か所ですかね。プラザとセンター全部の提案書の金額を足し算してあげればこの図になるというのは、私は会計士だから分かるんですけども、できれば事業所別の、1か所の予算書でしたら、すぐ計算できるから結構なんですけど、施設数が多いので、できれば集計表みたいなものを作っていただければ、見やすくなるかと。

その問題と、今回、同じ事業団さんが続けてやっていますよね。ということは、過去の数字は決算書で全部分かりますよね、実績が。判断するとき、前の期の実績と比べてどうかというのは必ず出るんですよ、もちろん予算と比べてもありますけど。今までの令和元年度のときの指定管理料と、今後の5年間の指定管理料の金額はどうなっているのかと。そういうことについてはあまり書いていないようなんですよね。ぱっと決算書を見ながらやってみたんですけど、何か2、3,000万円ちょっと違っているんですよ。合計額で言うと。決算書のほうでいきますと、令和元年度、31年度というんですかね、そこが事業団さんの決算書のほうでは委託料収益でよろしいんですかね、実績は。事業活動内訳表で。委託料実績を各施設のものを全部足し算していったときの数字と、今回の数字を比べると、ちょっと数字が少し違うので、できたら今までの実績と比べてどうなりますかというのをちょっと聞きたいんですけど。

今までの実績と、それと、各施設の合計額がこの施設の合計に合っていますよと。もちろん合っていると思うんですけども。万が一、何かちょっと数字の転記ミスとか何かがあって、もし何かあって違っているんだしたら、そういう説明をしていただきたいと。

あともう一つ、この5年間を比較したところで、収入は令和3年度、4年度、5年度で少し高くなって、また令和6年度、7年度で、この金額が変わる、もちろん経費の関係で、人件費がちょっと動いているみたいですけど、どうして数字が変わるのかということをもし説明できましたら。

○事業者 幾つかご指摘があった点についてお答えいたします。まず、令和3年度の例をとりますと、花見川いきいきプラザが2個という形の指摘なんですけれども、こちらは、花見川いきいきプラザと花見川いきいきセンターという別施設になります。こちらは全く誤植というわけではなくて、別のものになりますので、そういった意味合いでは委員のご指摘にはかなうかなとは思いますが、こちらは別の施設になります。

それから、先ほどの各施設6プラザ、9センター、かなりの数になりますので、集計表というご指摘の点については、提案書の様式が千葉市から示されております。その中で、我々としては、提案書の示された様式に沿って作成するということが、まず求められるところから、今回こういった形での書式の提示になってございます。

それから、決算の数字との比較というのも、また今の様式と同様のお答えになってしまっているんですけども、そういった比較するような様式になっておりませんので、我々として、独自にこれを作るということがなかなか難しいもので、今回に関してはこういった形で提案をさせていただいております。

○岡田委員 たしか、年度評価のときはあれですよね、前年度の実績とか、予算との対比とかありましたよね。

○事業者　そうですね。あちらは、また提案書の様式とは別のものになりますので、細かい決算の数字が第1回ですね、先日8月にございました。そちらでは、ご説明ができるんですけども、この新規提案の様式の中にそういった記載がなかなかできないというような事情もございまして、こういった形になってございます。

○岡田委員　すみません。千葉市の関係の方、通常2か所しかない、収支計算書とこの合計がすぐ合うんですね。今回、いきいきプラザ・センターのほうはたくさんありますので、多分市のほうでも、最終的に契約するのはこの金額になると思うんですね。結構大事な金額なので、事業所の足し算した数字が違うことはないと思うんですけど、それを確認するために、ちょっと様式がないということなので、何か様式を考えていただいて、事業所ごとの金額を全部足し込んできた数字がこれなんですよという参考様式のようなものを検討していただけますでしょうか。そういうことでよろしくお願ひします。

○森山部会長　ありがとうございます。それでは、僕のほうからも1点だけ、42ページに広報のいろいろな方策をお話しいただいて、SNSも活用していくという話が先ほどの説明であったかと思うんですけども、利用者アンケートとかに、どういう経路で利用しましたかという項目はあったんでしょうか。ちょっとそれが見つけられなかった。来所経路について。

○事業者　事業に参加される際のアンケートには、こちらのほうの事業を何でお知りになりましたかという項目はあったかと思ひます。市政だよりですとか、近所の人に誘われてとか、そういう項目があります。

○森山部会長　新しくSNSも活用されてというところで、SNSもどれぐらいの方がその経路で来られたかというのが把握できると、より広報に役立つかなと思ひました。

○事業者　選択肢の一つにそれも交えたいと思ひます。

○森山部会長　ありがとうございます。それでは、ほかに追加のご質問とかは大丈夫ですか。

○事業者　先ほど、八田委員からご指摘と言ひますか、ご質問を頂きました係長以上の職員の比率が40%というところで、私すみません、先ほどいきいきプラザが既にもう42%とお答えしてしまったんですが、訂正させていただきまして、地域福祉部門、いわゆる旧事業団施設を所掌しております福祉施設部門におきましては、今42%ということで、すみません、そちらのほうを訂正させていただきます。申し訳ありません。

○八田委員　ありがとうございます。

○森山部会長　ありがとうございます。ほかに補足等々ありますでしょうか。よろしいですか。

では、以上でヒアリングを修了したいと思ひます。選定結果につきましては、後日通知いたしますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、事業者の方はご退出願ひます。どうもありがとうございました。

(事業者退室)

○森山部会長　それでは、当該応募事業者について委員間の意見交換をしたいと思ひます。

これから審査を行うにあたり、参考となるような、例えば、委員間で共通認識を作っておきたい点とか、確認しておきたい点とか、ご発言いただければと思ひます。

また、特に優れていると思われる点とか、気になった点とかのご意見についてもぜひこの場でご発言いただければと思います。

何かご発言がありますでしょうか。

○岡田委員 すみません、先ほどの話なんですけど、予算書の事業所別の集計表というのは何かないんですかね。ちょっとこの合計額が合っているかとチェックするのは、全部で5年間あるので、結構横に並べてあるとかだったら分かるんですけど。私みたいにいつも数字を扱っている人でも、ちょっと面倒くさいので。先ほどの事業団さんのお話では、市の様式にそっているからとか、そのとおりだと思うんですけど。事業所が1か所しかないとかじゃなくて、今回はたくさんあるので、数が多いときは途中の集計表を作ったほうが良いと思うんですよ。そうすると分かりやすいと思いますので。

○白井保健福祉総務課長 今のご指摘、承知いたしました。次期指定管理者の募集の際の様式はこのように定まっておりますので、事業者はこのように作成して提出してきたところでございますけれども、ご指摘のとおり、いきいきプラザ・センターにつきましては、合わせると15施設ということになりますので、1表で総括して見られるような表を次回は添付できるよう、ちょっと内部で検討させていただきたいと思いますので、ご意見として承らせていただきます。よろしくお願ひします。

○岡田委員 それと、もう一つあれですね。実績との比較ですよ。それは無理ですかね。

○白井保健福祉総務課長 確かに、いきいきプラザ・センターにつきましても、非公募でございますので、前指定管理者と同様の場合にはそのような観点でのご審議もあろうかと思ひますので、その点につきましても、併せて前指定管理期間の実績と今回の向こう5年間の提案内容の比較、そのようなどころが見られる資料につきましても、あわせて検討させていただきたいと思ひます。

○岡田委員 余談ですけど、今回、たまたま非公募で1事業者なんですけど、もし複数から選定になった場合は、当然金額をある程度勘案しますよね。例えば、A、B、C社の三つあったら、一番金額が低いところを当然評価しますよね。たまたま今回非公募ということから、1者なので比較するところがないものですから。

○白井保健福祉総務課長 金額も審査項目の一つでございますので、必ずしも金額が一番安いから選定される、ということではないんですけれども、審査項目の一つとしてご審議いただく内容かと思ひます。

○岡田委員 以上です。

○森山部会長 ほかにどうでしょう。今のはあれですかね。選定評価をするに当たっての参考書式の整備のお願いという理解でよろしいでしょうか。なので、今回の選定に当たっての財務状況としては、引き続いて良好な財務状況であるということによろしかったでしょうか。

ほかに何か特に留意ですとか、気になる点とかありますでしょうか。

○八田委員 例えば、何というんでしょうか。重要だと思ひしたのは、森山先生が先ほどご質問されたSNS等新しい手段、これまで使ってこなかった手段を使って、情報発信を積極的に行い、新規利用者を獲得していくというところが、特に重要になってくるかなというふうに思ひました。なかなか70代の方が中心の利用者ということで、新しい方をなか

なか獲得するところに苦勞されているというのは、第1回目の部会の中でも、書類の中にもありましたので、こういった取組みを積極的に行っていただきたいということや、60ページの社会福祉事業団と社会福祉協議会が一緒になったことによって生まれた新しい取組みを積極的に推進していただきたいというところですね。

○森山部会長　ありがとうございます。そんな形で新しい取組みを積極的に取り入れようとしているところが非常に優れている点かなと思いました。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうかね。

それでは、審査票のほうの記入をお願いしたいと思います。お手元の審査票のほうに記入をお願いいたします。

○岡田委員　これは鉛筆書きでよかったんですか。

○事務局　大丈夫です。

○森山部会長　では、事務局にて集計作業もありますので、採点の終わった方から休憩としたいと思います。開始が11時10分から再開したいと思いますので、よろしく願いいたします。

(午前10時59分休憩)

(午前11時06分再開)

○森山部会長　それでは、ちょっと予定の時刻より早いですけども、皆様おそろいですので部会を再開したいと思います。

事務局のほうから審査結果の報告をお願いしたいと思います。よろしく願いします。

○白井保健福祉総務課長　それでは、千葉市いきいきプラザ及びびセンターの指定管理予定候補者の選定に係る審査結果についてご報告をいたします。

千葉市いきいきプラザ及びびセンターの指定管理予定候補者の選定につきまして、全委員が全ての項目を「○」と評価したため適格となります。

以上でございます。

○森山部会長　ありがとうございます。ただいまの結果を受けて、何かご意見はございますでしょうか。

それでは、当部会としましては、事務局の報告どおり、応募事業者を千葉市いきいきプラザ及びびセンターの指定管理予定候補者として選定いたします。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○森山部会長　それでは、続きまして、選定理由として、提案内容が優れている点や工夫が見られる点のほか、留意してほしい点など、具体的にご意見を頂戴できればと思います。

○岡田委員　留意に入るかどうか分からないんですけど、合併しましたよね。合併したこによる人事交流とかはあるんですかね。さっき聞いておけばよかったのですが。せっかく合併して、前に千葉市からの書類を拝見させて頂きましたけど、合併したほうがいいですよということの、ですので、この合併した効果をうまく使えればいいなど、活用するために人事交流をはじめるとか。私の意見としては。

○白井保健福祉総務課長　一つの法人になりましたので、人事交流というより、人事異動という形になりますけれども、今年度につきましては、合併初年度ということで、初年度からの積極的な人事異動というのはなかったわけですが、今後一つの法人として

融合化が図れてくる中で、当然合併のメリットの一つとして、職員の人材育成の観点から、積極的な人事異動を行っていただきたいということで、我々もそこは期待しているところでございます。

○森山部会長 ありがとうございます。そうしますと、先ほどの意見交換のときにお話の出ていた財務状況が良好であるというところ、あとは、これまでの施設運営のノウハウを有していること、それから SNS の活用や地域カフェスペースの提供等、新たな取組みを提案し運営への工夫がみられる点が優れているというようなところをまとめていくような形でいかがでしょうか。留意したい点は、事業団との合併のメリットをさらに足してほしいというところが留意点として挙げていくという点でしょうかね。

では、千葉市いきいきプラザ及びセンターに係る指定管理予定候補者について、応募事業者の申請内容を募集要項等に照らし、審査した結果、千葉市社会福祉協議会を指定管理予定候補者とするという形にしたいと思います。

選定理由につきましては、先ほど話したとおりの点で、留意してほしい点も先ほどの話したとおりとさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○森山部会長 ありがとうございます。それでは、議題(1)を終了したいと思います。本日予定されております議事については以上で終了いたします。

最後に、事務局から連絡事項などはございますでしょうか。

○白井保健福祉総務課長 はい、ご審査ありがとうございます。今後の予定でございますけれども、本日の選定結果につきまして、森山部会長から指定管理者選定評価委員会の高橋会長に報告をしていただく形となります。

その後、高橋会長から市長に答申をするといった流れになっております。

千葉市では、委員会からの答申を受けまして、指定管理予定候補者を決定し、応募事業者を選定結果を通知するとともに、選定結果を公表させていただきます。また、当該事業者と仮協定を締結いたします。

その後、今年 26 日に開会予定の令和 2 年第 4 回千葉市議会定例会において、指定管理者の指定に係る議案を提出することになります。

議決された場合に、本協定を締結いたしまして、令和 3 年 4 月から 5 年間の指定管理委託が始まることとなります。

今後の予定につきましては、以上でございます。

○森山部会長 ありがとうございます。それでは、これをもちまして、「令和 2 年度千葉市保健福祉局指定管理者選定評価委員会第 2 回高齢者施設部会」を閉会いたします。